

# オンライン保税研修 (保税業務管理者編)



令和5年10月  
門司税関  
監視部保税地域監督官



- 1 自主管理制度と社内管理規定（CP）
- 2 保税地域における非違状況と処分規定
- 3 適正な貨物管理のために
- 4 本日のまとめ
- 5 税関からのお願い

- 1 自主管理制度と社内管理規定（CP）
- 2 保税地域における非違状況と処分規定
- 3 適正な貨物管理のために
- 4 本日のまとめ
- 5 税関からのお願い

# 1 自主管理制度と社内管理規定 (CP) ①

## 保税制度における貨物管理の変遷

### 直接管理

昭和46年以前は、保税地域への外国貨物等の搬出入は、すべて税関への事前の届出を要する扱いとされていた。



貿易量の増大による官民事務量の増大

- 昭和46年 自主管理のトライアル的導入
- 昭和47年 自主管理制度導入
- 平成4年 CP整備の指導開始
- 平成9年 完全自主管理制に移行
- 平成12年 CP整備を基本通達化



### 間接管理

**社内管理規定**  
(CP=Compliance Program)

倉主



倉主等による自主的な外国貨物の管理

税関は許可時・許可期間更新時の審査、保税業務検査、保税取締りを通じて間接的に管理



# 1 自主管理制度と社内管理規定（CP）②

門司



保税

## 自主管理の基本的な考え方



○税関は倉主の皆様が関税関係法規のルールを遵守するという信頼感を持ち、保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が倉主によって自主的かつ的確に行われることを期待しています。

○倉主の皆様は自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を自主的に処理することになります。



### 自主管理において

- ◆倉主は、上記の基本的な考え方に基づいて
  - ・搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速かつ的確に記帳することになります。
- ◆税関は、事後又は臨時的において
  - ・倉主が記帳した内容を点検し、
  - ・倉主が 自ら定めたルール に沿った貨物管理状況の的確性を確認します。



**税関と倉主との信頼関係が大事！**

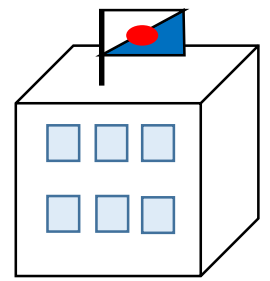
# 1 自主管理制度と社内管理規定 (CP) ③



税関業務



保税地域被許可者の手続



税関

③

適正な貨物管理ができていないか帳簿等进行检查する。

④

貨物そのものや貨物管理状況についての取締りを行う。

⑤

保税地域被許可者に関税法違反等があった場合、許可取消し等の処分を行うことができる。

①

各種申請・届出



②

許可・承認等



③

検査



④

取締



⑤

許可取消等



⑥

廃業届



保税地域

自主管理

記帳義務

(関税法第34条の2等)

自主管理制度を支える  
2本の柱

倉主責任

(関税法第45条)

貨物管理者は、自ら策定したルールに沿って、搬出入・取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速かつ、的確に記帳する義務がある。

管理している外国貨物が亡失・滅却した場合、当該貨物にかかる関税の納付義務が課される

# 1 自主管理制度と社内管理規定（CP）④



## 社内管理規定（CP：Compliance-Program）

### ● CPの目的

- ・ 保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保
- ・ 関税法その他関係法令に規定する税関手続きの適正な履行を確保





# 1 自主管理制度と社内管理規定（CP）⑤

門司



保税

## 総合責任者

倉主等が行うべき業務について、総合的に管理し、監督し、責任を負う者を定める。

## 貨物管理責任者

倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者を定める。

## 顧客（荷主）責任者

保税地域を利用する顧客（荷主）について、その資質や経営状態等を把握し管理する責任者を定める。

## 委託関係責任者

保税地域での業務について、委託業務を行っている場合は、委託企業従業員の資質の把握、適切な指揮監督の徹底等の体制を明確にし、責任者を定める。





# 1 自主管理制度と社内管理規定（CP）⑥

門司



保税

## 貨物管理・手続体制

- ☞ 貨物の搬出入に係わる保税台帳の確実な記帳
- ☞ 搬入、蔵置、貨物取扱い、搬出の各段階における管理手続等についての規定
- ☞ 貨物の保全
- ☞ 税関への通報

## 教育・研修

- ☞ 社内管理規定の方針及び手続きの理解
- ☞ 関係法令の遵守、税関周知事項の徹底
- ☞ 社内管理規定における各人も職務を明確把握させるための教育、訓練

## 評価・監査制度

- ☞ 保税地域における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守・実施されていることを確認するため  
内部監査人による定期評価、監査の実施



# 1 自主管理制度と社内管理規定 (CP) ⑦

門司



保税

## 貨物管理を担保するための規定

### 1 貨物管理者の記帳義務 (関税法第34条の2)

☞ 貨物管理者は、外国貨物及び輸出しようとする貨物について、帳簿を設け、搬出入等の際に、品名、数量等を記載しなければならない。

### 3 保税業務検査、取締り (関税法第105条)

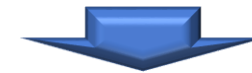
☞ 適正な貨物管理を確保するために、保税地域の巡回による確認・指導や定期的な頻度による立入検査を実施

### 2 被許可者の関税納付義務 (関税法第45条)

☞ 保税地域にある外国貨物が亡失又は滅却された場合には、被許可者に対して、関税の納付義務が課せられる。また、外国貨物が亡失した場合は、その旨を税関に届け出なければならない。

### 4 保税蔵置場の許可取消し等 (関税法第48条)

☞ 被許可者及び役員、その他従業者等が保税業務について関税法に違反したとき、許可要件（欠格事由）に該当したときは、保税蔵置場の許可の取消し等の処分が可能



処分基準(関税法基本通達48-1)に基づき、搬入停止又は許可取消し処分を決定！

- 1 自主管理制度と社内管理規定（CP）
- 2 保税地域における非違状況と処分規定
- 3 適正な貨物管理のために
- 4 本日のまとめ
- 5 税関からのお願い

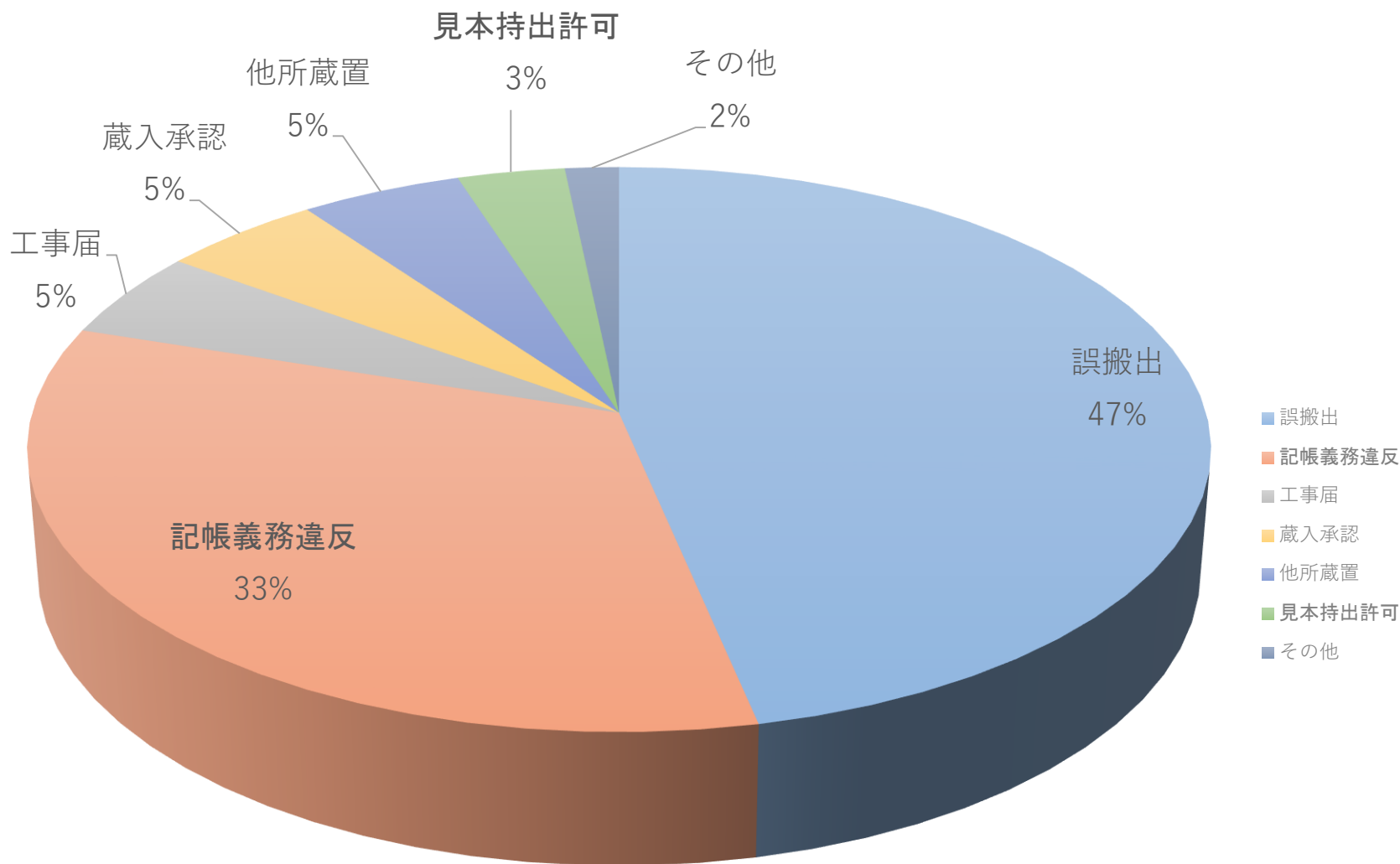


# 2 保税地域における非違状況と処分規定①

門司



保税



2022年における非違状況（全国分）

非違態様	件数
誤搬出	28
記帳義務違反	20
工事届	3
蔵入承認	3
他所蔵置	3
見本持出許可	2
その他	1
総計	60



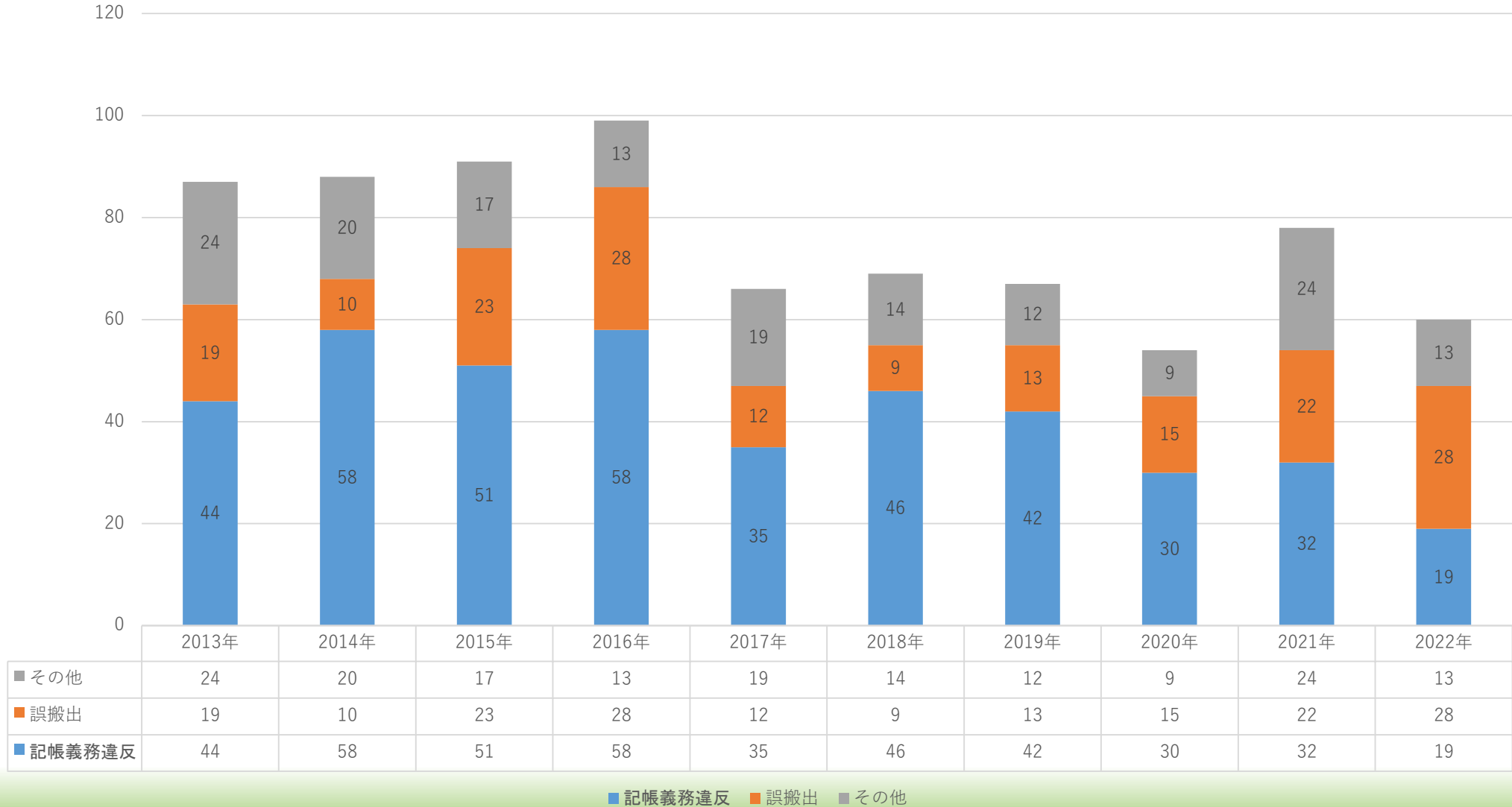
# 2 保税地域における非違状況と処分規定②

門司



保税

全国の非違態様別推移 (2013～2022年)





# 2 保税地域における非違状況と処分規定③

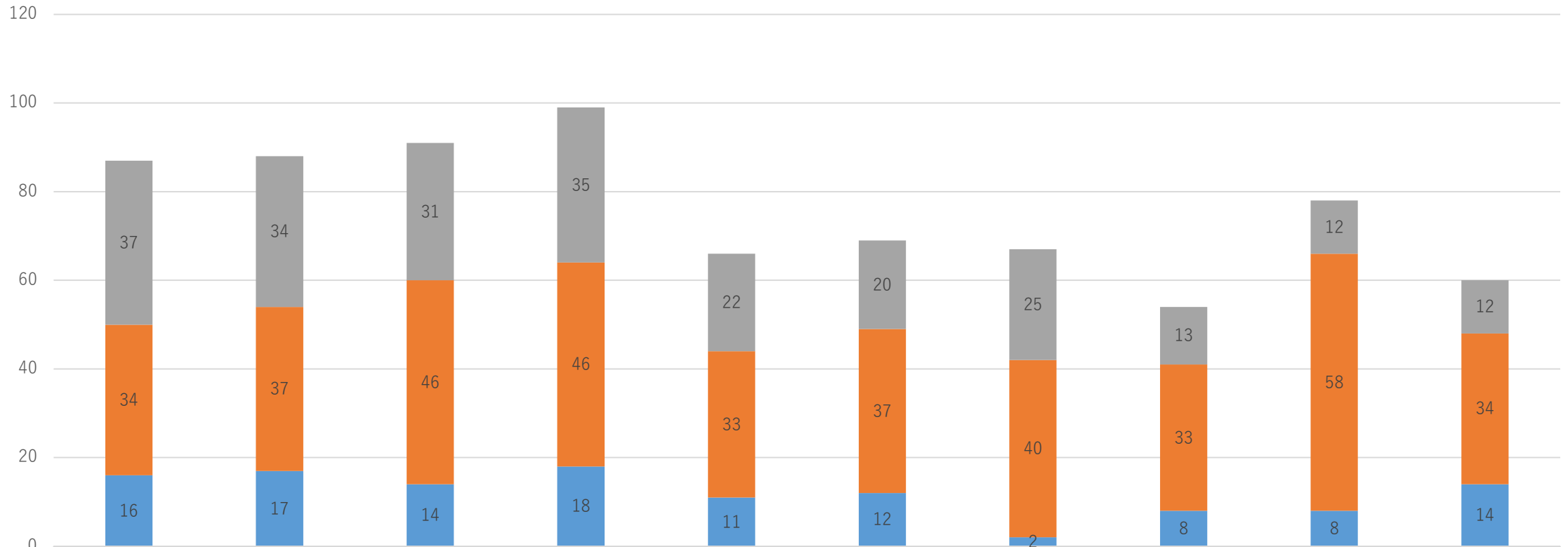
門司



保税

全国の非違端緒別推移 (2013-2022年)

単位：件



	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
■ 保税業務検査	37	34	31	35	22	20	25	13	12	12
■ 申し出	34	37	46	46	33	37	40	33	58	34
■ その他	16	17	14	18	11	12	2	8	8	14

■ その他 ■ 申し出 ■ 保税業務検査

## 2 保税地域における非違状況と処分規定④

### 事例① 思い込みによる誤搬出に係る非違

#### 【非違概要】

1月●日に200C/Tが搬入され、通関可能な貨物150C/T（同日通関済）と他法令確認が必要な貨物50C/Tに仕分けが行われた。

50C/Tは、保税蔵置場に保管されたまま2週間が経過したことから、保税担当者は、輸入許可になっているものと勝手に思い込み、CPで規定された手順を省略して現場担当者に搬出指示を行った。

その結果、輸入許可未済の貨物を搬出してしまった。



**Point!**

- 社内管理規定（CP）に基づく動作（現物と書類の対査等）を確実に行っていきますか？



## 2 保税地域における非違状況と処分規定⑤

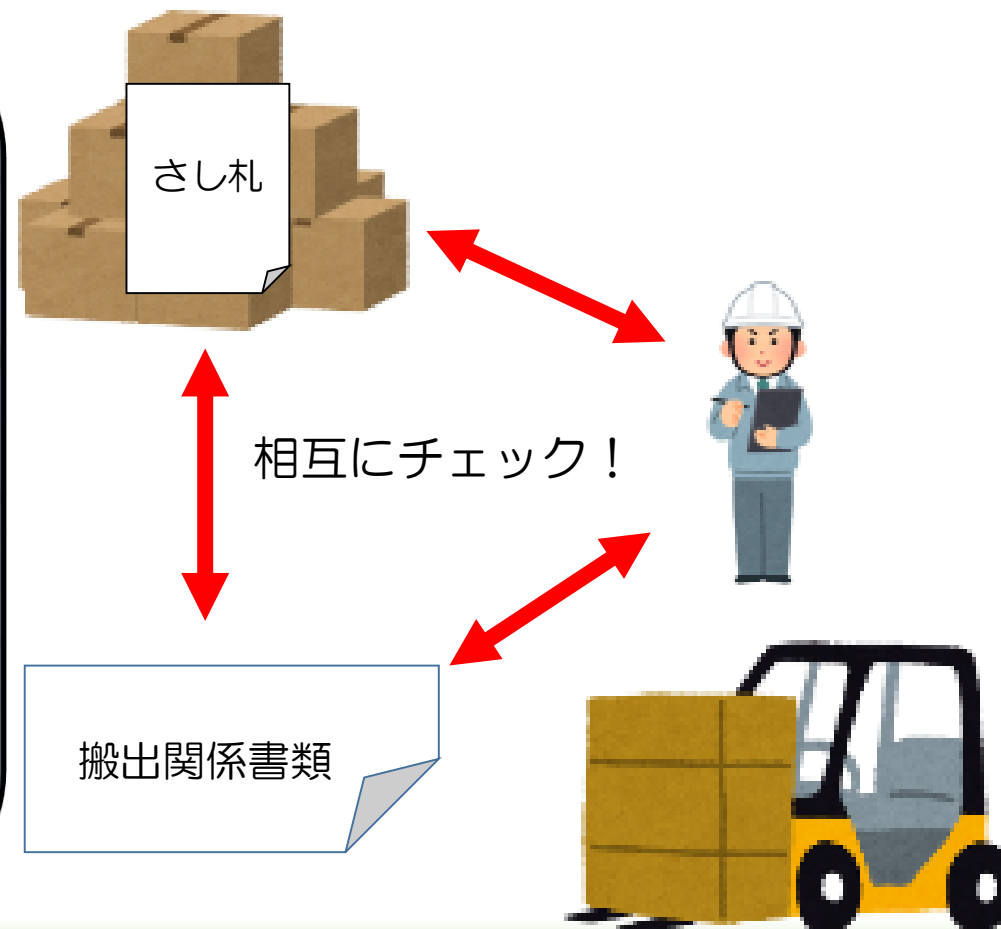
門司



保税

### 非違防止の具体例（事例① 思い込みによる誤搬出に係る非違）

- CPと実際作業手順に齟齬が発生していないか、定期的に見直しを行ってください。  
→CPを変更した際は税関にも提出してください
- 現場で作業を行っている方にも外国貨物を扱っていること及び搬出入時のチェック方法について確実に伝えてください。
- 誰でも分かる作業手順書の作成が有効です。





### 事例② 貨物収容能力増減等の届（工事届）未届出に係る非違

#### 【非違概要】

保税蔵置場において、外国貨物の搬出入に影響がある大規模工事を実施した。

保税担当者は、工事の期間内に税関に届出を行えばよいと誤認し、工事届を提出しないまま工事を行っていた。



**Point!**

- 土地・建物の工事にあたり、関係法令確認事項に関税法は含まれていますか？
- 工事の実施を他の担当者にも共有していますか？

## 2 保税地域における非違状況と処分規定⑦

門司



保税

非違防止の具体例（事例②） 貨物収容能力増減等の届（工事届）未届出に係る非違）

### 関税法第44条

保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改築、移転その他の工事をしようとするときは、**あらかじめ**その旨を税関に届け出なければならない。

- 関税法第44条より、「あらかじめ」届けることになっています。
- 手続き事に必要な届出を一覧にまとめておくことも有効です。
- 各種届出について、漏れがないように常日頃から社内会議等で情報を共有し、担当者全員で気づきの場を設けることが大切です。

## 2 保税地域における非違状況と処分規定⑧

門司



保税

### 事例③ I M未承認に係る非違

#### 【非違概要】

保税業務検査で保税台帳を確認したところ、移入承認番号を記載すべき箇所に別の番号が記載されており、詳細を確認したところ、移入承認を得ることなく保税作業を行っていたことが判明した。



- 関係書類の確認及び別担当者による2重チェックを行っていますか？

## 2 保税地域における非違状況と処分規定⑨

### 非違防止の具体例（事例③） IM未承認に係る非違）

- 移入承認書自体を確認することが大切です。
- 連続で作業を行っている保税工場については、特にIM承認を受けた残数量を常に把握することが重要





## 2 保税地域における非違状況と処分規定⑩

門司



保税

### 保税蔵置場の処分

※補足

- ☞ 非違とは・・・法令の規定に違反する行為  
(基本通達48-1 (1) イより)
- ☞ 保税工場の処分・・・関税法第61条の4 (規定の準用)
- ☞ 指定保税地域の処分・・・第41条の2 (搬入停止)

#### ☞ 関税法第48条

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

① 被許可者、役員及びその他の従業者等が保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき (1号処分)

② 被許可者が許可要件 (法43条第2号から10号)に該当することとなったとき (2号処分)



## 2 保税地域における非違状況と処分規定⑪

門司



保税

### 関税法第43条（許可の要件）の概略

- 第 2 号 : 申請者が関税法の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受けた場合
- 第 3 号 : 申請者が関税法以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられた場合
- 第 4 号 : 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定に違反して、罰金刑を受けた場合
- 第 5 号 : 申請者が暴力団員等である場合
- 第 6 号 : 申請者が前各号のいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合
- 第 7 号 : 申請者が暴力団員等により事業活動を支配されている者である場合
- 第 8 号 : 申請者の資力が薄弱、保税蔵置場の業務を行う十分な能力がないと認められる場合
- 第 9 号 : 申請された場所の位置又は設備が保税蔵置場として不適當であると認められる場合
- 第 10 号 : 保税蔵置場として利用見込み又は価値が少ないと認められる場合

# 2 保税地域における非違状況と処分規定<sup>⑫</sup>



保税蔵置場に対する関税法第48条第1項第1号に基づく処分 **(関税法に違反した場合)**

**基礎点数** + **加算点数** - **減算点数** = **合計点数**

別表1 (非違の態様)  
(基礎点数10件まで毎に)

1. 許可・承認等	3点
2. 届出・報告等・記帳	2点

別表2 (加算要件)

① 関与者

- ・被許可者(役員) 30点
- ・代理人、支配人、主要従業者 10点

減算要件 (できる)

申し出	1/2
再発防止策	10点限度

③ 非違実績 (過去3年)

最後の非違から	
1年以内	10点
1年超2年以内	7点
2年超3年以内	5点

② 処分実績 (過去3年)

通知日以降	別表1算出点数
処分末日まで	×2+10点
1年以内	×1.5+10点
1年超2年以内	×1+10点
2年超3年以内	×0.5+10点

加算要素

非違が故意 (関税等ほ脱目的等)	20点 (40点)
------------------	-----------

11点以上	10点を超える1点につき1日の「搬入停止」
60点以上	税関長が許可の取消しもやむを得ないと判断した場合は「許可取消し」
100点以上	原則「許可取消し」



## 2 保税地域における非違状況と処分規定⑬

門司



保税

### 処分点数の算出事例① 【非違について税関から指摘された場合】

事例：保税台帳の未記帳 185件

⇒保税業務検査で指摘され、直ちに改善策を講じた。

(イ)関税基本通達48-1 別表1 2. ②

指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等を行うこと。

⇒基礎点数  $2点 \times 19 = 38点$  ( $185 \div 10 \Rightarrow 19$ ) ※基礎点数は10件まで毎に。

(ロ)関税基本通達48-1 別表2 加算点数表①、②、③該当なし

⇒加算なし

(ハ)税関が行う業務検査により非違が発覚した場合

⇒減算なし

(ニ)再発防止に向けた方策が講じられた場合

⇒減算有 改善策：▲10点

**処分点数  $38 - 10 = 28$ 点付与(18日の搬入停止)**





## 2 保税地域における非違状況と処分規定⑭

門司



保税

### 処分点数の算出事例②

### 【非違について自ら申し出た場合】

事例：保税台帳の未記帳 185件

⇒自主点検で発見、税関にその旨を申し出、直ちに改善策を講じた。

(イ)関税基本通達48-1 別表1 2. ②

指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をする事。

⇒基礎点数  $2点 \times 19 = 38点$  ( $185 \div 10 \Rightarrow 19$ ) ※基礎点数は10件まで毎に。

(ロ)関税基本通達48-1 別表2 加算点数表①、②、③該当なし

⇒加算なし

(ハ)税関が行う業務検査により非違が発覚した場合

⇒申し出による減算：▲ $1/2$  ( $38点 \div 2 = 19点$ )

(ニ)再発防止に向けた方策が講じられた場合

⇒減算有 改善策：▲10点

**処分点数  $38 \times 1/2 - 10 = 9点$ 付与(10点以下)**

# 2 保税地域における非違状況と処分規定⑮



保税蔵置場に対する法第48条第1項第2号に基づく処分  
 (被許可者等が関税法の規定に違反して刑に処せられ又は通告処分を受けた場合)

違反点数 + 加算点数 - 減算点数 = 合計点数

別表3	違反点数	
関税法の罰条	被許可者	役員等
108条4 109条 109条の2 (1項~4項)	120点	70点
110条 111条 (1項~3項) 112条1項	110点	60点

別表2 (加算要件)	
② 処分実績 (過去3年)	
通知日以降	別表3算出点数
処分末日まで	×2+10点
1年以内	×1.5+10点
1年超2年以内	×1+10点
2年超3年以内	×0.5+10点

減算要件 (できる)	
申し出	1/2
再発防止策	10点限度

116条 117条	処罰の根拠となつた罰条の点数
--------------	----------------

11点以上	10点を超える1点につき1日の「搬入停止」
60点以上	税関長が許可の取消しもやむを得ないと判断した場合は「許可取消し」
100点以上	原則「許可取消し」

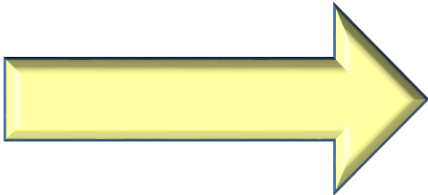
- 1 自主管理制度と社内管理規定（CP）
- 2 保税地域における非違状況と処分規定
- 3 適正な貨物管理のために
- 4 本日のまとめ
- 5 税関からのお願い

# 3 適正な貨物管理のために①



適正な貨物管理のために望ましい管理体制

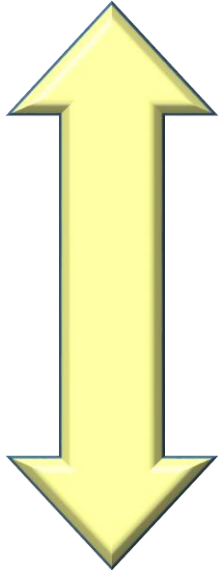
内部監査人からの牽制



管理・監督者の  
独立性の確保

☞ 監査結果を踏まえた改善措置要求

各々が求められる役割を適切に果たすことで適正な貨物管理を行なうことができます！



- ☞ 報告、連絡、相談
- ☞ 貨物管理体制の維持・向上
- ☞ 研修・教育の実施

実務担当者による  
相互確認体制の確立

# 3 適正な貨物管理のために②



## 社内教育の重要性

- 保税業務を適切に行ううえで、社内教育は大変重要
- 被許可者の役員、従業者のみならず、業務委託先の役員、従業員に対しても同等の教育を行うことが重要
- 定期的に社内教育を実施することで、個人や部門単位はもちろん、社としても意識向上が図られることで、非違等を未然に防ぐ

社内教育を疎かにすると…

☞ 保税業務の認識が希薄 ⇒ 適正な貨物管理の履行に影響



## 社内管理規定の整備(関税法基本通達34の2-9)

### (6) 教育訓練についての体制の整備

倉主等が法人である場合は、当該法人におけるすべての役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続きを理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

また、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業の役員及び従業員に対しても上記に準じた教育、訓練を行う体制を整備する。

# 3 適正な貨物管理のために③



## 社内教育を実施するにあたって

社内教育は、勉強会を実施したり、講習会に参加する等、さまざまな方法がありますが、各事業者において、有効な教育訓練を計画的に実施願います。

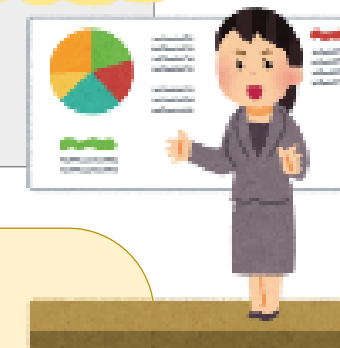
### ★保税制度や法令関係ならば…

- ☞ 研修会等に参加し、社内で二次研修を実施する。
- ☞ 関連資料を活用する。

これまで社内において入手している関連資料等を活用して研修を行う。

※なお、税関や関税協会保税部会から周知事項があれば、必ず社内周知してください。

講習会



### ★日常業務に関することであれば…

- ☞ 始業時や定例のミーティングなどを利用して、情報共有する。

⇒ ヒヤリとした事例が起こったとき

当事者だけが「助かった…」で済ますのではなく、ミーティング等で注意喚起するなどして、共通認識を持ちましょう。

⇒ 対処法などを税関やNACCSセンターに相談したとき

些細な相談であっても、記録として残したり、ミーティング等で周知しましょう。

※CPの手順書に加え、相談や対処事例等のハンドブックを作るなどもひとつの方法です。

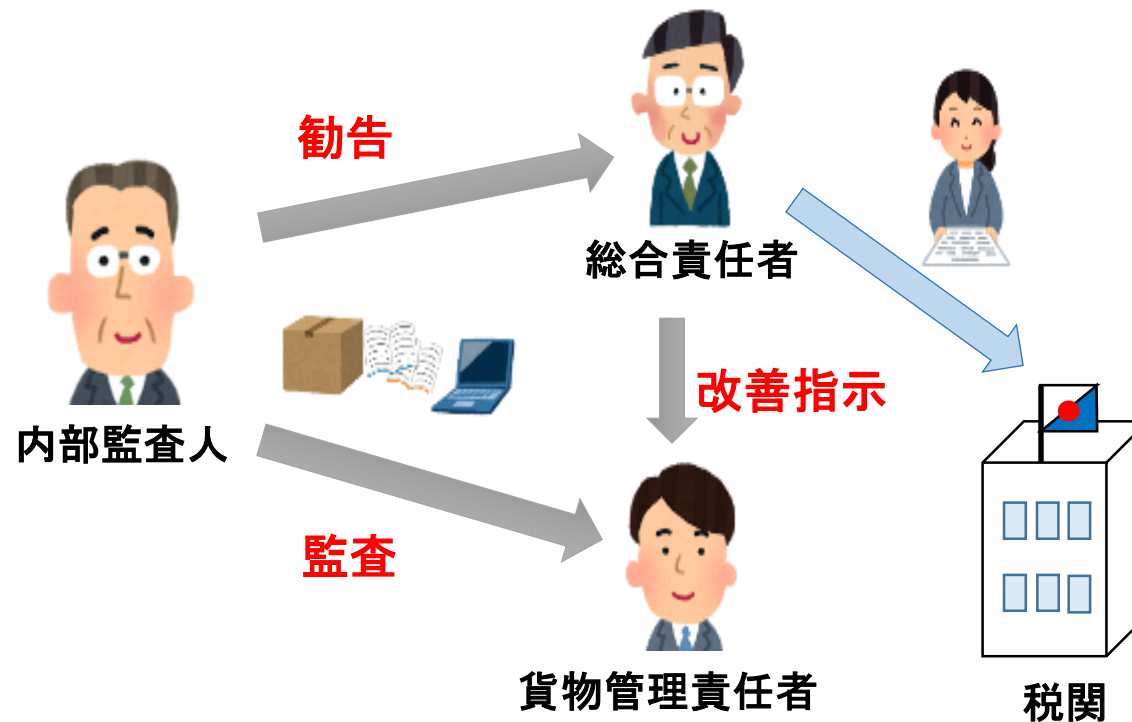
# 3 適正な貨物管理のために④

## 内部監査の必要性

被許可者の従業員ではあるが、主要な従業者（総合責任者・貨物管理責任者等）とは別であるべき。

内部監査人は、

- 会社法でいう「監査役」等である必要はないが、
- 十分な保税業務の知識を有し、公正かつ客観的に職責を果たせることが求められます。



### 社内管理規定の整備（関税法基本通達 3 4 の 2 - 9）

#### (7) 評価・監査制度の整備

蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的な評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。



### 3 適正な貨物管理のために⑤

門司



保税

#### 内部監査で期待される効果

非違等の防止

非違発生原因として、CPの遵守が徹底されていないことが多い。非違が発生する前に、内部監査で改善点を見つけ、改善に取り組むことが重要！

非違等の早期発見

万が一内部監査で非違事実が発覚した場合、自ら税関にその事実を申し出ること、税関が保税業務検査等で非違があった事実を発見した場合と比べて、処分の基準となる「処分点数」が軽くなる（合計点数から1/2の減算）場合があります。

また、早期の発見により改善策が講じやすくなるほか、改善策を速やかに実行することで、処分の基準となる「処分点数」がさらに軽くなる場合（合計点数から10点を限度に減算）があります。

内部監査人のみなさまへ



企業のシステムが健全に機能しているかを管理・コントロールすることは、健全な経営を確保するうえで重要な鍵となるコーポレートガバナンス（企業統治）において非常に重要です。

形式的なものではなく、必ず実態を確認し、内容のある監査をお願いいたします。





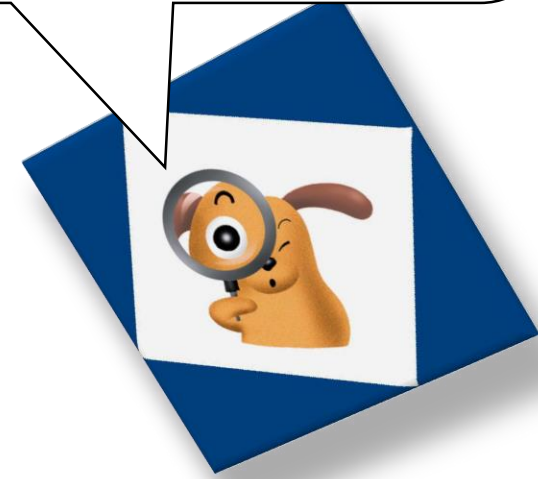
# 3 適正な貨物管理のために⑥



## 貨物管理における留意すべき事項とその対応

区分	留意すべき事項
搬入関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 貨物搬入時、貨物管理担当者の立会い</li> <li>* 到着リマーク（貨物の過不足等）の記帳</li> <li>* 保税台帳、タリーシート、NACCSの搬入情報等の関係書類と貨物との十分な対査（貨物の誤った搬入防止）</li> </ul>
蔵置関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 貨物取扱の内容（内容点検、改装仕分、マーキング等）の記帳</li> <li>* 検査指定票への到着年月日・確認印の押印漏れ</li> <li>* 保税地域の境界線を明確にする（線引き、保税エリアの表示）</li> <li>* 差し札等で外国貨物と判別出来るように確実な表示</li> </ul>
見本持出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>* MHO登録可能期間内であったが、輸入許可済で貨物情報が削除されたため登録が不可となり、未記帳（可能な限り早い段階で入力）</li> <li>* MHO未送信による未記帳</li> </ul>
保税台帳関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 関係帳票の確実な保管</li> <li>* NACCSの民間管理資料を保税台帳（CSV方式）とした場合、CSVデータの取得漏れ</li> </ul>
搬出関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 輸出しようとする貨物の輸入取止めによる内貨引取年月日の記帳</li> <li>* 古包装材廃棄時、古包装材引取願書の税関への事前提出</li> <li>* 貨物搬出時、貨物管理担当者の立会い</li> <li>* 保税台帳、輸出許可書、NACCSの輸出許可通知書等の関係書類と貨物との十分な対査（貨物の誤った搬出防止）</li> </ul>

左の表は、留意すべき事項をまとめたものです。  
 ★ダブルチェックの実施  
 ★担当者への意識付け等対策を講じておきましょう。



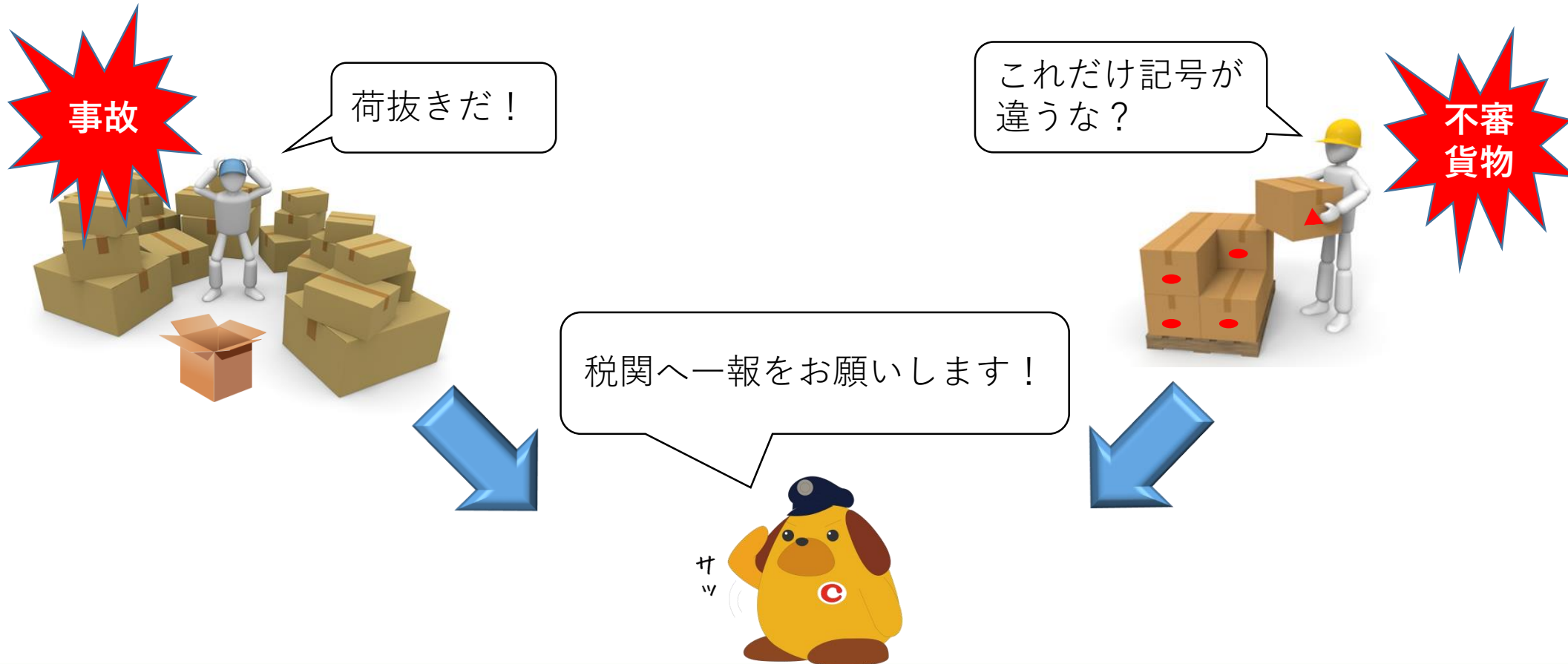


# 3 適正な貨物管理のために⑦



## 税関への通報体制

もし、事故が発生した場合や保税地域内で不審な貨物を発見した場合等、管轄の保税部門へ一報する体制を構築し、各責任者と担当者に周知されているか確認し、徹底していただくようお願い致します。



- 1 自主管理制度と社内管理規定（CP）
- 2 保税地域における非違状況と処分規定
- 3 適正な貨物管理のために
- 4 本日のまとめ
- 5 税関からのお願い

## 1 自主管理制度と社内管理規定(CP)

自主管理は税関と倉主との信頼関係が大事！

- ☞ 責任を自覚し、ルールに従い、保税手続きを自主的に処理 → 貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速かつ的確に記帳！
- ☞ 社内管理規定(CP) ①貨物管理・手続体制 ②教育・訓練 ③評価・監査制度 → CPが現状に即しているか確認、見直し！
- ☞ 貨物管理を担保するための規定 ①記帳義務 ②倉主責任 ③保税業務検査・取締り ④許可取消し等

## 2 保税地域における非違状況と処分規定

全国で類似の非違が毎年繰り返されているが、申し出の割合が増加傾向！ → 貨物管理の意識向上！

- ☞ 記帳義務違反、誤搬出、その他 → 怠情によるもの → 社内管理規則(CP)の遵守 → 基本動作の徹底を！
- ☞ 申し出 → 内部監査や点検でミスを発見→自ら申し出ることによって1/2減算、直ちに改善策を講じて10点減算も！
- ☞ 非違を繰り返さない → 前回の非違から3年以内は加算！

## 3 適正な貨物管理のために

管理者、実務担当者、内部監査人 求められる役割を適切に果たすことで適正な貨物管理を行なうことが出来る！

- ☞ 教育訓練 → 被許可者の役員、従業者のみならず、業務委託先の役員、従業員に対して！ 定期的に！
- ☞ 内部監査 → 形式的なものではなく、必ず実態を確認し、内容のある監査を！
- ☞ 通報体制 → 事故、不審な貨物など 速やかに通報！

- 1 自主管理制度と社内管理規定（CP）
- 2 保税地域における非違状況と処分規定
- 3 適正な貨物管理のために
- 4 本日のまとめ
- 5 税関からのお願い



# 5 税関からのお願い①



## 海上貨物

### レーザーマシン内に隠匿された 覚醒剤を摘発

香港来海上貨物のレーザーマシン内に隠匿された覚醒剤約297キログラムを摘発しました。



(令和3年4月、横浜税関)

### アルミニウムプレートから 覚醒剤を摘発

中国来海上貨物のアルミニウムプレートに隠匿された覚醒剤約15キログラムを摘発しました。



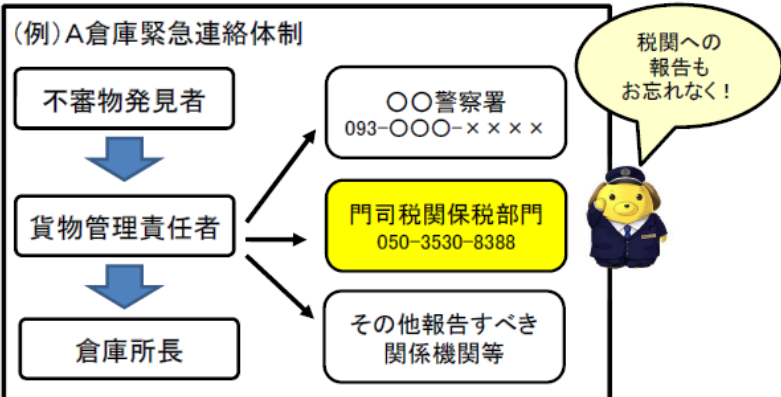
(令和3年8月、東京税関)



# 5 税関からのお願い②



## 緊急連絡体制の確認をお願いします！



## 不審貨物を発見したら！

- 貨物の保全
- ◇発見時の状態で保全
  - ◇触らない(動かさない、開けない)
  - ◇十分な距離を置いてコーン、ロープ、侵入禁止テープ等による制限
- 現場責任者への報告
- ◇不審物近辺(半径15m)においては、携帯電話、無線、内線等の電波発信器は使用しない
- 関係機関(警察、税関等)への報告
- ◇住所(住所を説明できる周囲の目印も)
  - ◇発見状況◇大きさ◇形◇臭い◇音
- 現場関係者の避難
- 建物の封鎖
  - ◇シャッタの閉鎖(一部は開放)



いざという時に迅速な初動対応できるように、緊急連絡体制の確認、不審貨物発見時のシミュレーション等実施をお願いします！

## 税関通報事例

一報するのはどんな時？

**貨物に異常があった時**

**搬入時**  
コンテナを開けたら搬入貨物に白い粉が付着！

**蔵置中**  
コンテナを開けたら搬入予定以外の貨物を発見！

見本持出貨物の誤搬出！

台風で保税蔵置場の屋根が破損貨物が駄目に！

**保税地域で非違・事故が発生**

CPIに基づき、保税部門へ速やかな連絡をお願いします！